

# 公益社団法人福井県栄養士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福井県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 豊かな食の恵を享受する福井県にあって、本会は、食の楽しみのもたらず幾久しき健やかな人生を願う県民を、普段に支え衛って栄養食事指導及び栄養食事療法に勤しむ管理栄養士・栄養士の集団的営為を基に、健全な食生活と適切な栄養食事摂取による県民の健康増進と疾病の予防、治療、療養の進展に資する諸般の事業を実施し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康と栄養に関する調査や食育の推進、生活習慣病等の予防・治療・療養のための栄養指導と食事療法についての研究及び技術開発の振興を図る事業
  - (2) 専門職業人としての十分な知見と技能を有し、県民の健康づくり、生活習慣病予防、治療に貢献できる管理栄養士・栄養士を育成する事業
  - (3) 広く県民と交流する様々な機会を設け、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして、県民の健全な食生活への自律を支援する事業
  - (4) 栄養の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、県民の健全な食生活を支える環境をつくる事業
  - (5) 管理栄養士・栄養士の職業紹介に資する事業
  - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めた事業は、福井県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に定める管理

栄養士、栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同して次条の手続により入会した者とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本会の会員に名誉会員の称号を、本会の会員以外の者に賛助会員の名称を、それぞれ付与することができる。賛助会員の名称は、これを付与された者を会員とするものではない。
- 3 名誉会員、賛助会員に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 4 次条以下において会員とは、第1項の会員を指すものとする。
- 5 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### （入 会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

#### （経費の負担）

第7条 会員は、本会の事業活動の費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という）を支払う義務を負う。

#### （任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### （法定退会）

第9条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに退会する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (3) 総会員の同意があるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 除名されたとき

#### （除 名）

第10条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務の帰趨)

第11条 会員が第8条又は第9条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費等及びその他の拠出金品は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員を選任又は解任

(3) 職業倫理に関する規則の制定及び改廃

(4) 役員報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の額

(5) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分の承認

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項については、決議することはできない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、会員が、一般法人法第37条第2項の規定により総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長(第22条第2項に規定する者。以下同じ。)が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長並びに出席会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の役員を選任することができる。

3 理事会は、会長、副会長、常務理事を選定する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。

4 監事は、会員外である有識者より総会の決議によって選任する。ただし、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を行う。

2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、この定款及び理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第22条に定める定数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第29条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその決議をもって委嘱し、かつ、委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長から諮問を受けて参考意見を述べる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長又は各理事が理事会を招集

し、その議長となる。

- 3 前2項に基づき理事会を召集する者は、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前までに書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (決議)

- 第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、会長、副会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印しなければならない。

## 第7章 事業部

#### (業務担当部及び職域専門部)

- 第35条 本会に、第4条の事業を円滑かつ効果的に実施するために、次に掲げる事業部を置く。
- (1) 業務担当部
  - (2) 職域専門部
- 2 前項第1号の業務担当部は、第4条の事業にかかる総務を掌るとともに、前項第2号の職域専門部の所掌するものを除き、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第4条の事業の実施を担当する。
  - 3 第1項第2号の職域専門部は、別に定める職域における業務等の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第4条の法人の事業の実施を担当する。
  - 4 業務担当部及び職域専門部の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員の選任及び解任は理事会がこれを決定する。
- 4 職員は、会長の指示により事務に従事する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(特定資産等)

第37条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、当該事業年度の定時総会に提出してその内容を報告する。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 法令の定めるところにより、貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49条。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第46条 本会は、公正で開かれた運営と事業活動を推進するため、その運営、事業活動、財務・会計に関する資料等を積極的に公開する。

2 法令又は定款で定めるもののほか、情報の公開に関する必要事項は、理事会がこれを定める。

(個人情報の保護)

第47条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努める。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第13章 補 則

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、清水瑠美子、吉田弘子とする。

3 本会の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成24年度定時総会終了までとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

制定施行 平成24年 4月 1日

一部変更 平成25年 5月 25日